

第2章 「めざす子どもの姿」を実現するための重点

重点目標④ 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善する適切な指導や必要な支援を行い、自立し社会参加するための基礎となる力を育成します。



1 校・園内特別支援教育推進体制の充実

◆ ねらい

特別な支援の必要な幼児児童生徒に対する効果的な支援を行うための方策や組織を確立します。

取組指標	実績値 (平成23年度)	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成27年度)
校・園内特別支援教育委員会（含ケース会議）の開催数	平均 11.4回/年	平均 12.9回/年	平均 11.8回/年	年8回以上

◆ 現状と課題

(1) 校・園内体制の充実

特別な支援を必要とする幼児児童生徒数が年々増加しています。一人一人の教育的ニーズに対応するために、校・園内の特別支援教育コーディネーター（校・園内 Co）を中心に校・園内委員会を位置づけ、各校・園における支援体制を確立しています。そして、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援や関係機関との連携を行うために、校・園内 Co を中心とした支援体制の充実が図られています。

平成25年度の校・園内委員会（含ケース会議）の開催数は、全体として平均 11.8 回で、定期的、計画的に開催し、具体的な支援内容について話し合われています。

(2) 学校・園の支援力の向上

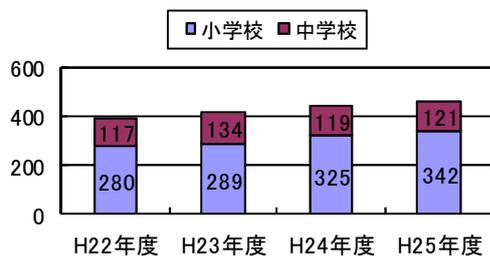
学校・園では、校・園内 Co の果たす役割が大きく、校・園内 Co が教員と保護者をつなぐだけでなく、ケースによっては、どの関係機関と連携するかを判断する必要があります。

年に3回実施している校・園内 Co 担当者研修会では、校・園内委員会の運営方法や、関係機関との連携方法等の研修を通して、校・園内 Co の資質向上を図っています。今年度は、通級指導教室との連携を例に、校内体制づくりの仕方についての研修や、特別支援教育実践研修会を開催し、三重県教育委員会主催の研修連続講座に参加した教員から、先進的な取り組みについての報告をもとに、研修を深めました。また、「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」にかかわる法改正の内容について、学習しました。

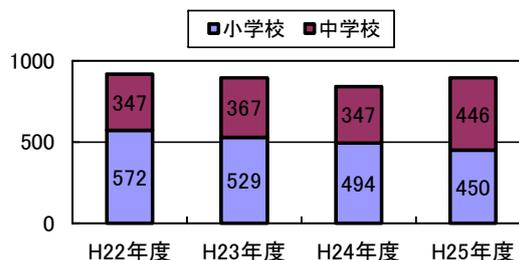
個に応じた具体的な支援内容については、学校・園が、教育支援課指導主事や地域特別支援教育コーディネーター（地域 Co）等の専門家を活用することで、校・園内 Co を中心にした校・園内委員会の活性化を図り、実践につなげるよう努めてきました。

重点④ 特別支援教育の充実

特別支援学級在籍児童生徒数



通常学級における発達障害児童生徒数（病院や専門機関で診断されていない者も含む）



指導主事による訪問支援や、地域 Co（本年度は、小学校5名、中学校3名、計8名を配置）、教育支援課スーパーバイザー（小栗正幸先生）、教育支援課臨床心理士による巡回相談は、のべ863回実施しました。小学校においては特別支援を必要とする不登校リスク群の児童にも焦点をあて、校内ケース会議を開き、学校体制で支援を考える機会を作りました。中学校においては全校にスーパーバイザーを複数回派遣し、生徒の実態把握と支援のあり方を検討しました。個に応じた具体的な支援方法の充実のみならず、教師自身が児童生徒や学校の課題を整理することにより、組織的な取り組みを通じて、学校全体の支援力の向上に努めました。

巡回教育相談員数とその内訳

	H22	H23	H24	H25
地域特別支援教育コーディネーター	6	8	8	8
教育支援課スーパーバイザー	1	1	1	1
教育支援課臨床心理士	0	1	1	1
教育支援課指導主事	5	5	5	5
計	12	15	15	15

用語の解説

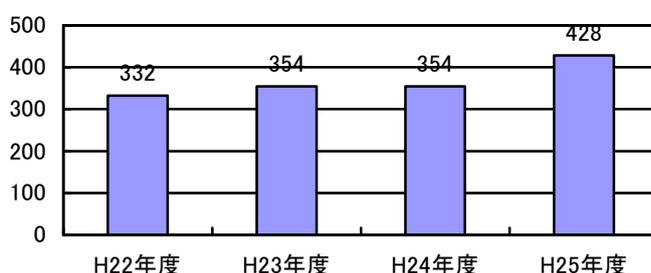
- 【地域特別支援教育コーディネーター】特別支援教育の実践における資質や能力及び発達障害に関する専門的知識を有する小・中学校の教員を、四日市市教育委員会が委嘱する。幼稚園・小学校・中学校の特別支援教育について助言・連絡調整を行う。
- 【教育支援課スーパーバイザー】教育支援課スーパーバイザーとして、特別支援教育並びに発達障害に関する専門的知識・経験を有する者を、四日市市教育委員会が委嘱する。市内全中学校に対して、1年生を中心とした抽出児に対して、年間各2回の継続的な巡回スーパービジョンを行う。
- 【教育支援課臨床心理士】教育支援課臨床心理士として発達障害に関する専門的知識・経験を有する者を、四日市市教育委員会が委嘱する。平成25、26年度の2年間で全小学校を訪問し、不登校及び発達等の巡回教育相談を行う。
- 【インクルーシブ教育システム】人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

重点④ 特別支援教育の充実

巡回教育相談等学校・園訪問回数



地域特別支援教育コーディネーター学校・園訪問回数

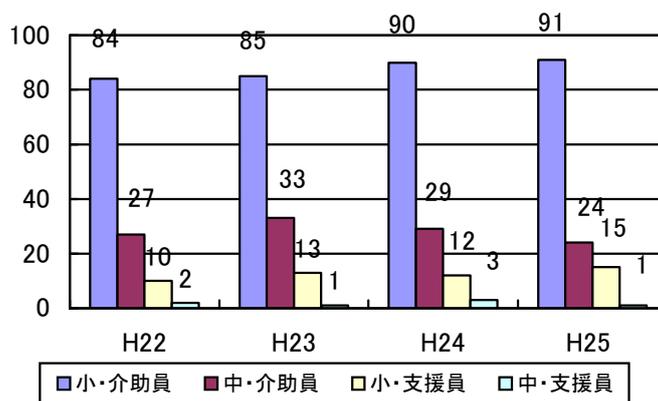


教育支援課臨床心理士及び教育支援課スーパーバイザー
学校訪問回数と対象児童生徒数(平成25年度)

	のべ訪問回数	のべ対象児童生徒数
教育支援課臨床心理士(小学校)	23	57
教育支援課スーパーバイザー(中学校)	44	151
合計	67	208

学校生活の中で、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しては、適切な支援を行うために介助員・支援員を配置しました。近年では、早期支援のニーズが高く、児童生徒の不適應・二次障害を防ぐための手立てが求められています。

特別支援学級介助員及び特別支援教育支援員の配置



用語の解説

【介助員】小学校、中学校の特別支援学級において、児童生徒が学校生活をする上で必要な介助を行う職員。

【支援員(特別支援教育支援員)】小学校、中学校の通常学級に在籍し、発達障害等により、生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、必要な支援を行う職員。

重点④ 特別支援教育の充実

(3) 通級指導教室の現状と課題

今年度、桜小学校に通級指導教室（言語）が1教室増設されました。小学校の通常学級における言語に課題のある子どもたちに対して、支援を受けられる機会が拡充しました。

通常学級における支援の必要な児童の増加に伴い、通級指導教室の重要性も高まっています。地域特別支援教育 Co 等の観察や校内支援委員会での検討の後、通級指導教室で指導を受ける児童数が増加しています。

通級指導を受けた児童に対しては、小学校卒業後の支援が途切れないように、平成26年度から中学校通級指導教室を開設し、支援の継続を図っていきます。

通級指導を受ける児童の支援を充実させるためには、在籍校と通級指導校の連携を深めていくことが大切です。通級指導教室の公開や研修会を開催することや通級指導教室在籍の児童生徒の情報交換を通し、通級指導教室での指導方法や支援方法を各学校へ広め、通常学級での支援に活かしていきます。

通級による指導を受けた児童数（人）

通級指導教室		H22	H23	H24	H25
言語	中部西小	75	66	62	67(3教室)
	桜小	23	22	20	24(2教室)
	富田小			18	23(1教室)
	合計	98	88	100	114(6教室)
情緒等	桜小	39	41	46	31(2教室)
	内部東小		14	22	21(1教室)
	富田小			18	22(1教室)
	合計	39	55	86	74(4教室)

◆ 今後の方向性

- 校・園内体制の充実のため、校・園内 Co 担当者研修会を通して、校・園内委員会の計画的な実施や運営方法について、先進的な取り組みを共有し、校・園内 Co の資質の向上を目指します。
- 学校・園の支援力の向上のため、専門性の高い巡回教育相談等が実施できる体制を維持します。市内の特別支援学校や、発達総合支援室等の関係機関との連携を進めるとともに、インクルーシブ教育システム構築のために「合理的配慮」等について研修を深めます。
- 通級指導教室では、在籍する通常学級での支援に活かされるよう、在籍校との連携を深めます。新設される中学校通級指導教室の運営について、小学校からの支援が途切れないようにすすめていきます。

2 早期からの一貫した教育支援システムの確立

◆ ねらい

特別支援教育推進協議会を中心とした関係部局の連携・協働による乳幼児期から学校卒業後を見通した相談支援体制を強化します。

取組指標	実績値 (平成23年度)	実績値 (平成24年度)	実績値 (平成25年度)	目標値 (平成27年度)
保護者、学校・園や関係機関等との間で相談支援ファイルを活用した回数(一人あたり)	平均 2.3回/年	平均 2.3回/年	平均 3.3回/年	年5回以上

◆ 現状と課題

(1) 早期からの途切れない支援のために

四日市市特別支援教育推進協議会では、子どもの発達の特性を早期に正しく理解し、就学前から学校・園において、関係機関と連携しながら、適切な支援を行っていくことで、自立・社会参加に向けての可能性を、より拡げることができると考えています。

四日市市における途切れない支援			
	支援の実施	実施場所	申込(相談)窓口
地域生活支援	職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ、職場適応訓練	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 三重障害者職業センター	
	職業相談、職業紹介	四日市公共職業安定所	
	福祉的就労の場の利用	各就労支援事業所	障害福祉課
	就業・生活に関する相談支援	四日市障害者就業・生活支援センター ブラウ	
	生活・福祉に関する相談支援	各相談窓口にご相談ください。 (裏面の支援機関一覧参照)	
保育・教育	高等学校における特別な支援	各高等学校	
	特別支援学校 (小学部・中学部・高等部)	各特別支援学校	
	特別支援学級(小・中学生対象)	学級が設置されている小・中学校	
	通級指導教室(言語・情緒等)	通級指導教室設置校	
保育園、幼稚園、小・中学校における特別な支援	全ての保育園、幼稚園、小・中学校		
早期支援	児童発達支援センターあけぼの学園での支援 ・通園部 ・療育部 ・訓練援助・相談 児童発達支援事業 理学療法 放課後等デイサービス事業 作業療法 保育所等訪問支援事業 言語聴覚療法 発達心理相談	児童発達支援センターあけぼの学園 三重北勢健康増進センター (ヘルスプラザ)	児童発達支援センターあけぼの学園
	自信を高める4つの教室 幼児ことばの教室 ともだちづくり教室 子どもの見方・ほめ方教室(保護者対象) まなびの教室	発達総合支援室	各園、学校にご相談ください。
早期相談	育児、養育、発達・行動等に関する相談		
	発達・行動等に関する教育相談	相談支援センター(教育支援課)	
	発達・行動等に関する全般的な相談	発達総合支援室 児童発達支援センターあけぼの学園	
	巡回相談、就学相談	保育園、幼稚園	
	家庭児童相談	家庭児童相談室	
育児相談、乳幼児健診	こども保健福祉課(母子保健係)		

相談支援ファイルで
情報を共有

子どもたちの発達特性や保護者の皆さんの要請(教育的ニーズ)に応じた「教育的支援」を、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して行っていくための情報を、一冊のファイルに集めたものです。
保護者の方にお配りしています。



重点④ 特別支援教育の充実

四日市市では、平成21年度より、啓発リーフレット「早期からの途切れのない支援のために」及び「相談支援ファイル」を作成し、園・学校及び関係機関等で活用しています。

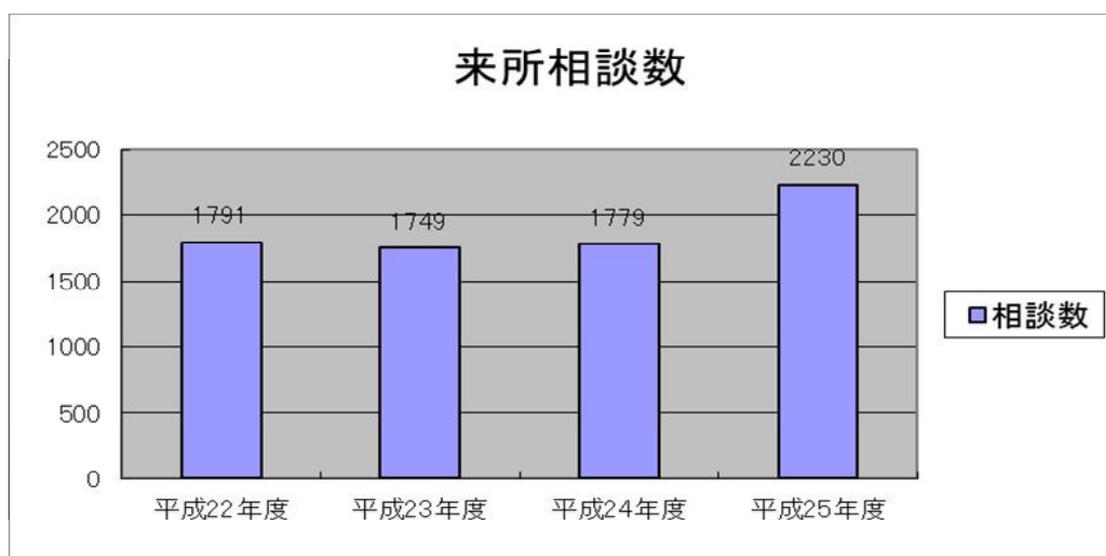
平成25年度までに、小・中学校で1032冊の相談支援ファイルが作成されています。毎年、作成数は増加しているものの、一人当たりの活用回数が伸びないという課題から、相談支援ファイルがより積極的に活用されるよう、校・園内コーディネーター担当者研修会等で、相談支援ファイルの中身を充実させるための記入の仕方や具体的な活用の仕方等の研修を深めました。その結果、平成25年度は、相談支援ファイルが、適切な支援をつなぐためのツールとして、一人当たり平均3.3回活用されていることを確認することができました。

また、啓発リーフレット「早期からの途切れのない支援のために」は、四日市市の組織改変に伴い、名称を改めるとともに、内容の見直しを行いました。

途切れのない支援の流れの中に、「高等学校における特別な支援」を新たに加え、通常学級に在籍している生徒のうち、相談支援ファイルを持っている生徒が、安心して進学できる支援環境をめざしていきます。

(2) 相談事業

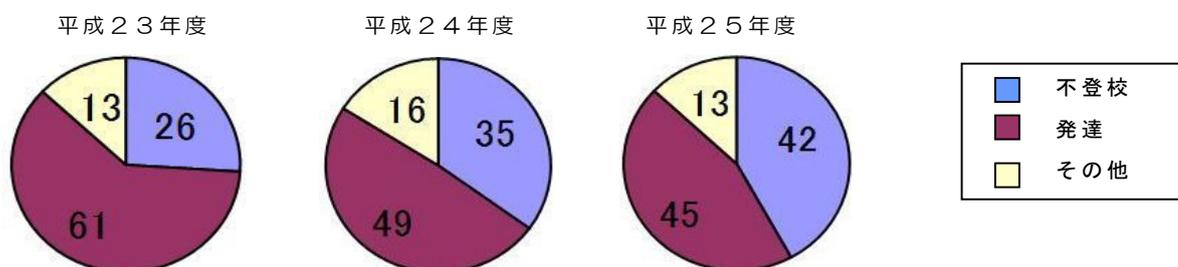
平成25年度の新規来所相談数は244件あり、昨年度に比べ26件の増加でした。しかし、継続相談を含む相談件数は、昨年度の1.4倍に増えました。そのことにより、平成25年度の来所は、年間のべ2230人となりました。



新規来所相談の42%は不登校相談です。しかし継続相談を含む相談件数で見ると、相談全体の65%を占めます。これは、不登校相談が長期化傾向にあることを示しています。

不登校相談の長期化に対応するため、登校に向けたプレイセラピーの次ステップとして、小学生には適応指導教室「わくわく教室」で、中学生には6月に新設した「中学生SST教室」で、小集団活動を行いました。

教育支援課 新規来所相談主訴の割合（％）



新規来所相談の「発達・障害等」に関わる割合は45%でした。発達検査や保護者との面談を実施し、学校生活の不応改善をめざして学校と連携して支援を進めています。

また、東日本大震災で被災し本市に避難してきた幼児児童生徒については、継続してアンケートを実施し、実態把握を行っています。今後も必要に応じて相談や支援などの対応をしていきます。

(3) YESnet (四日市早期支援ネットワーク)

YESnetは、子どもの心の病気の早期支援やよりよい回復を目的として、医療機関・四日市市保健所・教育委員会が連携して取り組もうと、平成21年度に設立されたネットワークです。

事例検討会では、保護者の同意のもと、学校の先生が出席し、YESnet担当者と一緒に話し合いを行っています。学校や家庭でどのように対応すればよいか、医療機関や保健所の視点から助言を受け、今後の支援の方向性を見つけていきます。今年度は、4件について話し合いを行い、保護者に話し合われた内容を報告し、保護者、学校、YESnetが共通理解のもと、子どもの支援にあたりました。また保護者からの希望があれば、関係機関での個別の相談にも応じています。

また、今年度の延べ相談件数は62件で、相談を受けた子どもを継続的に見守り、支援を続けました。

心が不安定な症状は、小学生の児童にもみられるようになってきています。しかし、子どもも周りの大人も、気付いていないことがあります。そこで中学生だけでなく、小学生の児童を対象に心の病気の予防のための出前授業を検討し、1校で実施しました。保護者対象には、心の病気やYESnetについての小冊子を作成したり、家庭教育講座に登録し、要請のあった小学校で研修会を行ったりしました。



出前授業の様子（中学校）

今後も学校に出向き、子どもや保護者、教職員に対して、「心の健康」についての啓発を行っていく必要があります。

重点④ 特別支援教育の充実

(4) 不登校児童生徒への支援 適応指導教室（わくわく教室・ふれあい教室）

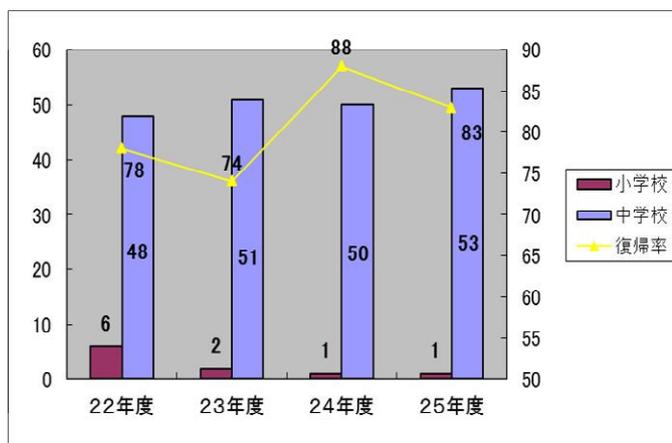
「わくわく教室」では、小学生の子どもを対象に、1対1のプレイセラピーの次のステップとして、小集団での関わり作りの活動を行っています。年齢や発達段階に合わせてグループを作り活動することで、コミュニケーションなど個々の課題に応じた支援をすることができました。

また、「ふれあい教室」では、不登校生徒や保護者に対する相談活動として、セラピーや教育相談を行い、不安の軽減や学校復帰に向けた自己目標の設定などを行っています。平成25年度の延べ相談件数は1396件でした。個々の相談と並行して、集団の中で、学習や運動、体験活動などに取り組んでいます。

この活動を通して、人との関わり方について学んだり、新しいことに挑戦する気持ちを養ったりしています。

両教室共に、不登校児童生徒の学校復帰や社会的な自立を促すことを目的としています。一人一人の子ども状態やニーズに合わせて、個別支援方針を立てるとともに、セラピストやスーパーバイザーの助言を得ることで、通級の安定や学校復帰を図るように支援しています。

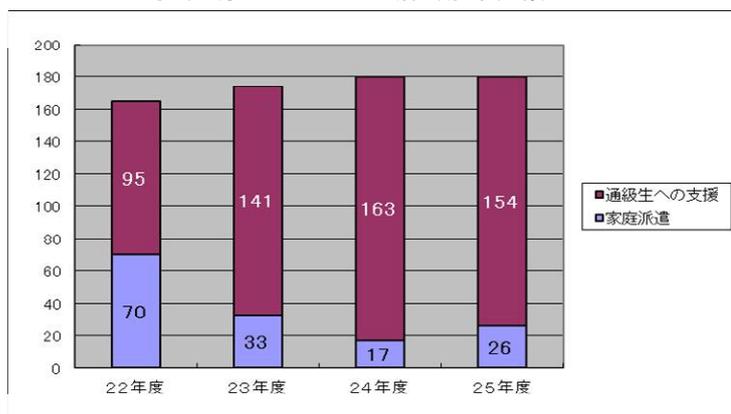
適応指導教室通級生と学校復帰率



また、不登校児童生徒支援ボランティア（ふれあいフレンド）が、ふれあい教室での活動を支援し、児童生徒の登校や自立に向けた支援をしています。さらに、引きこもり傾向の子どもに対しては、自立への支援の一助として、ふれあいフレンドを家庭へ派遣しています。

通級生は、年齢が近いふれあいフレンドとともに勉強や運動に取り組むことで、活動意欲が高まり、社会性が向上しました。また異年齢の人とのコミュニケーションの取り方など、実践しながら学ぶ場になっています。

ふれあいフレンド活用回数



◆ 今後の方向性

- 相談支援ファイルの活用によって、就学前から進学・就労先までの引継ぎがスムーズに行えるように、保護者・園・学校への相談支援ファイル活用の啓発を進めると共に、高等学校等への引継ぎにも上手く活用されるよう、働きかけを継続していきます。また、学校における基礎的環境整備や合理的配慮（＊）等の支援内容が、個別の支援計画に反映されるよう、記入の仕方についても、学校に示していきます。
- 発達段階や障害の状況等に応じた相談窓口及び支援内容の概要がわかり、自立・社会参加に向けての支援の見通しが持てるように、四日市市特別支援教育推進協議会では、啓発リーフレット「早期からの途切れのない支援のために」のガイドブックを作成していきます。
- 相談の主訴に適切に対応していくために、不登校や問題行動などの背景や要因を的確につかめるよう相談員の専門性を高めていくよう努めていきます。また、学校・園、スクールカウンセラー、関係機関等との情報交換を密にし、学校・園での具体的な支援につながるよう連携を図っていきます。
- 不登校の相談では、子どもの様態に応じて、個別のセラピーや小集団活動、適応指導教室の活用を柔軟に進めていきます。
- 子どもの心の病気については、学校からの情報が早期発見・早期支援につながるよう、YESnet 相談窓口から関係機関との連携がスムーズにできるように整理し、早期対応をしていきます。
- 適応指導教室では、学校復帰や社会的な自立を促すために、集団活動への移行を段階的に行い、社会的スキルを身につけられるよう支援します。そのために、スクールカウンセラーを含めた学校や関係機関との連携をより密にし、通級生の児童生徒理解を深めて、支援に活かし、再登校につなげていきます。また、個別指導ができるスペースを増やしたり、臨床心理士の勤務回数を増やしたりするなど、充実を図っていきます。
- 今後の特別支援教育の推進については、国の動向を注視しつつ、四日市市特別支援教育推進協議会等で引続き検討していきます。

（※）用語の解説

【基礎的環境整備】障害のある子どもに対する支援は、法令に基づき又は財政措置により、各自治体が教育的環境の整備を行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、「基礎的環境整備」と呼ぶ。

【合理的配慮】障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適度な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。